

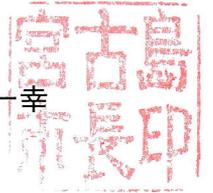


一般廃棄物収集運搬業許可証

宮古島市指令第 1065 号
令和 5 年 3 月 29 日

有限会社 南星クリーン産業 殿

宮古島市長 座喜味 一幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項(第2項)及び宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第21条の規定により、次のとおり許可します。

事業内容	一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物の種類	※ 事業系ごみ * 許可車輛にて、適正に収集運搬できるものに限る。
許可車両の台数	・ 沖縄800せ2768 ・ 沖縄427さ4269 ・ 沖縄827さ0732 ・ 沖縄480や5202 ・ 沖縄800せ1926
許可期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
取扱地域等	宮古島市内全域
条件	【遵守事項】 1 作業に当たっては、市民に対し常に親切丁寧に接し、特に器物損壊のないよう留意するとともに、不快の念を抱かせるような言動をしてはならない。 2 一般廃棄物の収集、運搬に当たっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び市の条例、規則を遵守すること。また終末処理については市長の指示に従うこと。 3 一般廃棄物の収集、運搬などは環境衛生上支障のないよう器財等を常に整備すること。 4 宮古島市以外の廃棄物を市の処理施設に運搬してはならない。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに宮古島市関係条例若しくは遵守事項に反した場合は許可を取り消し、又は業務を停止させることがある。 6 塵芥車等の収集運搬車両の上部、側面、車尾には原則として収集した廃棄物を乗せたまま運搬してはならない。